

令和8年1月9日 15時30分

近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は下記の建設業者に対して、建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商 号 : 株式会社共栄

2. 処分内容

別紙の通り

3. 処分理由

別紙の通り

〈取扱い〉 _____

〈配布場所〉 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

〈問合せ先〉

国土交通省 近畿地方整備局 こやま ゆう
建政部 建設産業第一課 課長 小山 祐 (内線6141)
こうづ たくや
課長補佐 高津 卓也 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)

令和8年1月9日
近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号：株式会社共栄

許可番号等：国土交通大臣（特-3）第26227号

代表者氏名：窪田 康

本店所在地：大阪府泉佐野市高松南2-3-57

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和8年1月24日から令和8年2月14日までの22日間

2 停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県及び石川県の区域内における建築一式工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記建設業者は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、雇用関係（直接的かつ恒常的）のない人物を監理技術者として設置して当該工事を請け負った。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するものと認められる。